



令和8年度 厚生労働省助成金活用ガイド (逆引き)

設備投資や賃上げ、働き方改革をご検討の経営者様へ。令和8年度の最新助成金情報を「逆引き」でまとめました。活用イメージを膨らませ、経営の一助としてご活用ください。

① 従業員の育児休業を進めるとき 〈両立支援等助成金〉

● パパ(男性社員)に育休を取らせたい → 出生時両立支援コース

対象	支給額	最低育休日数
1人目	20万円	連続5日以上
2人目、3人目	10万円	連続10日以上(3人目は14日以上)

※ 子の出生後8週間以内に育休開始が条件。男性育休が連続3か月以上なら下記コースへ(併給不可)

● 従業員(男女)に3か月以上の育休を取得・復職させたい → 育児休業等支援コース

タイミング	支給額
① 育休取得時(連続3か月以上)	30万円
② 職場復帰時(6か月以上継続雇用)	30万円

※ 各社1度のみ(有期1名・無期1名 計2名まで)。②は①で申請した対象者の復帰時のみ申請可

● 育休中に代替要員を新規雇用した → 育休中等業務代替支援コース

+ 兵庫県 代替要員確保支援助成金 (2つ同時に受給可!)

業務代替期間	①育休中等業務代替コース	②兵庫県(代替要員確保支援助成金) ※賃金の1/2・月上限10万円
7日~1か月未満	9~13.5万円	(3か月以上の雇用が要件)
1~3か月未満	27万円	最大20万円
3~6か月未満	45万円	最大50万円
6か月~1年未満	67.5万円	最大100万円
1年以上	81万円	

※ ②は「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」が別途必要

※ 両立支援助成金は産休に入る前に計画・就業規則整備が必要(既に産休中の場合は原則申請不可)

② 賃上げ+設備投資で生産性を上げたいとき 〈業務改善助成金〉

設備導入(POSレジ・勤怠システム・機械等)と賃上げをセットで行うと費用の一部を助成。事業場内最低賃金の引上げ額と引上げ人数に応じて「50円・70円・90円」の3コースが設定されている。50円賃上げの場合、40万~130万円、70円賃上げは50万~300万円、90円賃上げは100万~600万円が支給される(事業規模30名未満の場合)。助成率は3/4。令和8年9月より受付開始です。利用企業が多いメジャー補助金であり、前年度との変更点が多いため、詳細は次号のサポート通信(7月号)で紹介予定です。

③ パートの正社員化・社会保険加入を進めるとき <キャリアアップ助成金>

●パートを正社員に転換したい → 正社員化コース

対象者区分	有期 → 正社員	無期 → 正社員
重点支援対象者(3年以上の有期雇用等)	80万円(40万×2期)	40万円(20万×2期)
上記以外(一般)	40万円	20万円

※ 転換前6か月比で3%以上賃上げ必須。賞与または退職金+昇給のある正社員への転換が要件

※ 取組み実施前に「キャリアアップ計画書」を労働局に提出することが必須

●パートの労働時間を延ばして社会保険に加入させたい

→ 短時間労働者労働時間延長支援コース

週の延長時間	賃金増額要件	小規模(30人以下)	中小企業
5時間以上	不要	50万円/人	40万円/人
4時間以上 5時間未満	5%以上		
3時間以上 4時間未満	10%以上		
2時間以上 3時間未満	15%以上		

※ 社保加入12か月後、さらに2時間以上延長で追加支給(20~25万円)

④ 残業削減・有給休暇制度を整備したいとき <働き方改革推進支援助成金>

●残業を減らしたい・有給・特別休暇制度を整えたい

→ 労働時間短縮・年休促進支援コース

勤怠管理システム・省力化設備導入など、時間削減や年休促進に向けた取組費用の3/4を助成(30人以下は4/5)。成果目標を最低1つ以上達成することが条件で、複数達成すると合計額が支給される。

成果目標(いずれか1つ以上)	助成上限	助成率
①-1 時間外・休日労働を月60時間以下に設定(36協定)	最大150万円	3/4 注1(4/5)
①-2 時間外・休日労働を月80時間以下に設定(36協定)	最大50万円	
② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入	最大25万円	
③ 時間単位年休+特別休暇(病気・不妊治療等)を新たに導入	最大25万円	

※ 賃上げ(3%・5%)を成果目標に加えると加算あり。対象経費例: 勤怠管理ソフト・機器、コンサルティング費、省力化設備等

注1) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、システムや設備を導入する場合で、その所要額が30万円を超える場合

【本情報は、令和8年4月24日時点の情報を掲載しております。】

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただきますが、当組合がお客様の申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら